

第一編 金融商品取引(1)

第一章 法令(1)

〔通則〕

金融商品取引法

(昭三三・四・一三)
(法二二・五)

改正

昭三三法〇三、昭二四法一三三・法一三七、法一四五、昭五法三二・法一四一・法三三六、昭二六法一九八・法二四〇、昭二七法二七〇、昭二八法一四二、昭二九法一九八、昭三〇法二二〇、昭三七法二四〇、法一六、昭三八法二二六、昭四〇法九〇、昭四一法八五、昭四六法四四・法五、昭五五法八五、昭五六法六二・法七五、昭五八法七八、昭五九法四四、昭六〇法七一、昭六三法七五、平元法九一、平二法四三・法六五、平三法九六、平四法七三・法八七、平五法四四・法六三・法八九、平六法七〇、平七法一〇六、平八法九四、平九法五五・法五六、法一〇二・法一一七・法一二〇、法一〇六・法一〇七・法一一一、平一一法八〇・法一二五・法一一一・法一六〇・法三二五、平一二法九一・法九三・法九六・法九七、平一二法九一・法九九、平一三法四一・法七五、法八〇、法一一七、法一二九・法一三四、平一四法四五・法四七・法六五、法一五二・法一五五、平一五法五五、法六七、法一三二、平一六法四三・法七六・法八七・法八八・法九七、法二四・法一四七、法一五四・法一九五、平一七法四〇・法七六、法八七、平一八法六五・法一九〇、法一一五、平一九法四七・法五八、

法六四・法七四・法七八・法九九・法一一〇、平二〇法二八・法六五、平二二法五一・法五八・法七四、平二二法三二、平二三法四九・法五三、平二四法五三・法八六、平二五法四五・法五六、平二六法四四・法六九・法七二・法九一、平二七法三二・法六三、平二九法三七・法四五・法四六・法四九、平三〇法九五、令元法一六・法二八、法三七・法七一、令二法三三・法五〇、令三法四六・法五四、法七二、令四法四一・法四八・法六一・法六八

〔編注〕 令四・五一八法四一及び令四・六・一〇法六一の改正は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から、令四・五・二五法四八の改正は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から、令四・六・一七法六八の改正は、刑法等一部改正法施行日から施行のため、該当条文末尾に〔編注〕を掲げた。

目次

第一章 総則(第一条―第二条の二)

第二章 企業内容等の開示(第二条の三―第二十七条)

第二章の二 公開買付けに関する開示

第一節 発行者以外の者による株券等の公開買付け(第二十七条の二―第二十七条の二十二)

第二節 発行者による上場株券等の公開買付け(第二十七条の二十二の二―第二十七条の二十二の四)

第二章の三 株券等の大量保有の状況に関する開示(第二十七条の二十三―第二十七条の三十)

第二章の四 開示用電子情報処理組織による手続

の特例等(第二十七条の三十の二―第二十七条の三十の十一)

第二章の五 特定証券情報等の提供又は公表(第二十七条の三十一―第二十七条の三十五)

第二章の六 重要情報の公表(第二十七条の三十六―第二十七条の三十八)

第三章 金融商品取引業者等

第一節 総則

第一款 通則(第二十八条)

第二款 金融商品取引業者(第二十九条―第三十一条の五)

第三款 主要株主(第三十二条―第三十二条の四)

第四款 登録金融機関(第三十三条―第三十三条の八)

第五款 特定投資家(第三十四条―第三十四条の五)

第二節 業務

第一款 通則(第三十五条―第四十条の七)

第二款 投資助言業務に関する特則(第四十一条―第四十一条の五)

第三款 投資運用業に関する特則(第四十二条―第四十二条の八)

第四款 有価証券等管理業務に関する特則(第四十三条―第四十三条の四)

第五款 電子募集取扱業務に関する特則(第四十三条の五)

第六款 暗号資産関連業務に関する特則(第四十三条の六)

第七款 弊害防止措置等(第四十四条―第四十四条の四)

第八款 雑則(第四十五条)

第三節 経理

<p>第一款 一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者（第四十六条―第四十六条の六）</p> <p>第二款 一種金融商品取引業を行わない金融商品取引業者（第四十七条―第四十七条の三）</p> <p>第三款 登録金融機関（第四十八条―第四十八条の三）</p> <p>第四款 外国法人等に対する特例（第四十九条―第四十九条の五）</p> <p>第四節 監督（第五十条―第五十一条）</p> <p>第四節の二 特別金融商品取引業者等に関する特例</p> <p>第一款 特別金融商品取引業者（第五十七条の二―第五十七条の十一）</p> <p>第二款 指定親会社（第五十七条の十二―第五十七条の二十五）</p> <p>第三款 雑則（第五十七条の二十六―第五十七条の二十七）</p> <p>第五節 外国業者に関する特例</p> <p>第一款 外国証券業者（第五十八条―第五十八条の二）</p> <p>第二款 引受業務の一部の許可（第五十九条―第五十九条の六）</p> <p>第三款 取引所取引業務の許可（第六十条―第六十条の十三）</p> <p>第四款 電子店頭デリバティブ取引等業務の許可（第六十条の十四）</p> <p>第五款 運用業を行う者（第六十一条）</p> <p>第六款 情報収集のための施設の設置（第六十二条）</p> <p>第六節 適格機関投資家等特例業務に関する特例（第六十三条―第六十三条の七）</p> <p>第六節の二 海外投資家等特例業務に関する特例（第六十三条の八―第六十三条</p>	<p>の十五）</p> <p>第七節 外務員（第六十四条―第六十四条の九）</p> <p>第八節 雑則（第六十五条―第六十五条の六）</p> <p>第三章の二 金融商品仲介業者</p> <p>第一節 総則（第六十六条―第六十六条の六）</p> <p>第二款 業務（第六十六条の七―第六十六条の十五）</p> <p>第三款 経理（第六十六条の十六―第六十六条の十八）</p> <p>第四節 監督（第六十六条の十九―第六十六条の二十三）</p> <p>第五節 雑則（第六十六条の二十四―第六十六条の二十六）</p> <p>第三章の三 信用格付業者</p> <p>第一節 総則（第六十六条の二十七―第六十六条の三十）</p> <p>第二款 業務（第六十六条の三十一―第六十六条の三十六）</p> <p>第三款 経理（第六十六条の三十七―第六十六条の三十九）</p> <p>第四節 監督（第六十六条の四十―第六十六条の四十五）</p> <p>第五節 雑則（第六十六条の四十六―第六十六条の四十九）</p> <p>第三章の四 高速取引行為者</p> <p>第一節 総則（第六十六条の五十―第六十六条の五十四）</p> <p>第二款 業務（第六十六条の五十五―第六十六条の五十七）</p> <p>第三款 経理（第六十六条の五十八―第六十六条の五十九）</p> <p>第四節 監督（第六十六条の六十―第六十六条の六十七）</p> <p>第五節 雑則（第六十六条の六十八―第六十六条の七十）</p> <p>第四章 金融商品取引業協会</p>	<p>第一節 認可金融商品取引業協会</p> <p>第一款 設立及び業務（第六十七条―第六十七条の二）</p> <p>第二款 協会員（第六十八条―第六十八条の二）</p> <p>第三款 管理（第六十九条―第七十二条）</p> <p>第四款 監督（第七十三条―第七十六条）</p> <p>第五款 雑則（第七十七条―第七十七条の七）</p> <p>第二節 認定金融商品取引業協会</p> <p>第一款 認定及び業務（第七十八条―第七十九条の六）</p> <p>第二款 監督（第七十九条の二―第七十九条の六）</p> <p>第三款 認定投資者保護団体（第七十九条の七―第七十九条の九）</p> <p>第四章の二 投資者保護基金</p> <p>第一節 総則（第七十九条の二十一―第七十九条の二十五）</p> <p>第二款 会員（第七十九条の二十六―第七十九条の二十八）</p> <p>第三款 設立（第七十九条の二十九―第七十九条の三十三）</p> <p>第四節 管理（第七十九条の三十四―第七十九条の四十八）</p> <p>第五節 業務（第七十九条の四十九―第七十九条の六十二）</p> <p>第六節 負担金（第七十九条の六十三―第七十九条の六十七）</p> <p>第七節 財務及び会計（第七十九条の六十八―第七十九条の七十四）</p> <p>第八節 監督（第七十九条の七十五―第七十九条の七十七）</p> <p>第九節 解散（第七十九条の七十八―第七十九条の八十）</p> <p>第五章 金融商品取引所</p> <p>第一節 総則（第八十条―第八十条の九）</p>
---	--	---

第二節 金融商品会員制法人及び自主規制法人

並びに取引所金融商品市場を開設する株式会社

第一款 金融商品会員制法人

第一目 設立(第八十八條―第八十八條の二十二)

第二目 登記(第八十九條―第九十條)

第三目 会員(第九十一條―第九十六條)

第四目 管理(第九十七條―第九十九條)

第五目 解散(第一百條―第一百零五條)

第二款 自主規制法人

第一目 設立(第二百二條の二―第二百二條の七)

第二目 登記(第二百二條の八―第二百二條の十一)

第三目 会員(第二百二條の十二・第二百二條の十三)

第四目 自主規制業務(第二百二條の十四―第二百二條の二十)

第五目 管理(第二百二條の二十一―第二百二條の三十四)

第六目 解散(第二百二條の三十五―第二百二條の三十九)

第二款 取引所金融商品市場を開設する株式会社

第一目 総則(第二百三條―第二百五條の三)

第二目 自主規制委員会(第二百五條の四―第二百六條の二)

第三目 主要株主(第二百六條の三―第二百六條の九)

第四目 金融商品取引所持株式会社(第二百六條の十一―第二百九條)

第三節 取引所金融商品市場における有価証券の売買等(第一百十條―第一百三十三條の

(二) 第四節 金融商品取引所の解散等

第一款 解散(第三百四條・第三百五條)

第二款 合併

第一目 通則(第三百三十六條)

第二目 会員金融商品取引所と会員金融商品取引所との合併(第三百三十七條・第三百三十八條)

第三目 会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所との合併(第三百三十九條・第三百三十九條の二)

第四目 会員金融商品取引所の合併の手續(第三百三十九條の三―第三百三十九條の六)

第五目 株式会社金融商品取引所の合併の手續(第三百三十九條の七―第三百三十九條の二十一)

第六目 合併の効力の発生等(第四百十條―第四百七條)

第五節 監督(第四百四八條―第四百五三條の五)

第六節 雑則(第四百五十四條・第四百五十四條の二)

第五章の二 外国金融商品取引所

第一節 総則(第四百五十五條―第四百五十五條の五)

第二節 監督(第四百五十五條の六―第四百五十五條の十)

第三節 雑則(第四百五十六條)

第五章の三 金融商品取引清算機関等

第一節 金融商品取引清算機関(第四百五十六條の二―第四百五十六條の二十)

第二節 外国金融商品取引清算機関(第四百五十六條の二十一―第四百五十六條の二十五)

第三節 金融商品取引清算機関と他の金融商品

取引清算機関等との連携(第四百五十六條の十六―第四百五十六條の二十二)

第四節 雑則(第四百五十六條の二十三―第四百五十六條の二十二)

第五章の四 証券金融会社(第四百五十六條の二十三―第四百五十六條の三十七)

第五章の五 指定紛争解決機関

第一節 総則(第四百五十六條の三十八―第四百五十六條の四十二)

第二節 業務(第四百五十六條の四十二―第四百五十六條の五十四)

第三節 監督(第四百五十六條の五十五―第四百五十六條の六十一)

第五章の六 取引情報蓄積機関等

第一節 清算集中(第四百五十六條の六十二)

第二節 取引情報の保存及び報告等(第四百五十六條の六十三―第四百五十六條の六十六)

第三節 取引情報蓄積機関(第四百五十六條の六十七―第四百五十六條の八十四)

第五章の七 特定金融指標算出者(第四百五十六條の八十五―第四百五十六條の九十二)

第六章 有価証券の取引等に関する規制(第四百五十七條―第四百七十一條の二)

第六章の二 課徴金

第一節 納付命令(第四百七十二條―第四百七十七條)

第二節 審判手續(第四百七十八條―第四百八十五條の十七)

第三節 訴訟(第四百八十五條の十八)

第四節 雑則(第四百八十五條の十九―第四百八十五條の二十一)

百八十五条の二十二―百八十五条の二十四)

第七章 雑則(第百八十六条―第百九十六条の二)

第八章 罰則(第百九十七条―第百九条の三)

第九章 没収に関する手続等の特例(第百九条の四―第百九条の七)

第十章 犯罪事件の調査等(第百十条―第百二十六条)

附則

(編注) 次の改正規定は、令四・六・一〇法六一で公布され、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

目次中「暗号資産関連業務」を「暗号等資産関連業務」に、「暗号資産の」を「暗号等資産の」に改める。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定め、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もつて国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

一 国債証券

二 地方債証券

三 特別の法律により法人の発行する債券(次号及び第十一号に掲げるものを除く。)

四 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)に規定する特定社債券

五 社債券(相互会社の社債券を含む。以下同じ。)

六 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(次号、第八号及び第十一号に掲げるものを除く。)

七 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。)に規定する優先出資証券

八 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券

九 株券又は新株予約権証券

十 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)に規定する投資信託

十一 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券、新投資引予約権証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券

十二 貸付信託の受益証券

十三 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券

十四 信託法(平成十八年法律第百八号)に規定する受益証券発行に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの

十五 法人が事業に必要とする資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの

十六 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)に規定する抵当証券

十七 外国又は外国の者の発行する証券又は証書

で第一号から第九号まで又は第十二号から前号までに掲げる証券又は証書の性質を有するもの(次号に掲げるものを除く。)

十八 外国の者の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもののうち、内閣府令で定めるもの

十九 金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う第二十二項第三号に掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場(第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下この号において同じ。)において行う取引であつて第二十二項第三号に掲げる取引と類似の取引(金融商品(第二十四項第三号の三に掲げるものに限る。))又は金融指標(当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。)に係るものを除く。に

係る権利又は金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引に係る権利(以下「オプション」という。)を表示する証券又は証書

二十 前各号に掲げる証券又は証書の預託を受けた者が当該証券又は証書の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該預託を受けた証券又は証書に係る権利を表示するもの

二十一 前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証書

2 前項第一号から第十五号までに掲げる有価証券

第三編 投資信託及び投資法人

投資信託及び投資法人に関する法律

(昭二六・六・四)
(昭二六・九・八)

改正 昭二七法七〇、昭二八法一四一、法二五九、昭三〇法八二、昭四〇法九〇、昭四二法二一六、昭五六法七五、昭六〇法七一、昭六三法七五、平二五法六五、平四七法七三、法八七、平五法四四、法八九、平九法九六、法一〇二、法一二七、平一〇法一〇七、法一三一、平一二法二五、法一五一、法一六〇、平二五法四〇、法九一、法九六、法九七、法一二六、平一三法八〇、法一二七、法一二九、法一三三、法一五〇、平一四法四五、法六五、平一五法五四、法六七、法一三四、平一六法七六、法八七、法八八、法九七、法一二四、法一五四、平一七法八七、平一八法五〇、法六五、法一〇九、法一一五、平一九法四四、法六六、平二〇法六五、平二五法五八、法七四、平二三法三一、平二三法三六、法四九、法五三、平二四法一六、平二五法四五、法八六、平二六法四四、法六九、法九一、平二九法七七、法四五、令元法二八、法三七、法七一、令二五五〇、令三法七二、令四法六一、法六八

(編注) 令四・六・一〇法六一の改正は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から、令

三 投資信託等 投資信託及び投資法人に関する法律

目次

四・六・一七法六八の改正は、刑法等一部改正法施行日から施行のため、該当条文末尾に(編注)を掲げた。

第一編 総則(第一条・第二条)

第二編 投資信託制度

第一章 委託者指図型投資信託(第三条―第四十六条)

第二章 委託者非指図型投資信託(第四十七条―第五十七条)

第三章 外国投資信託(第五十八条―第六十条)

第三編 投資法人制度

第一章 投資法人

第一節 通則(第六十一条―第六十五条)

第二節 設立(第六十六条―第七十五条)

第三節 投資口及び投資証券(第七十六条―第八十一条)

第三節の二 新投資口予約権及び新投資口予約権証券(第八十二条の二―第八十八条の二十三)

第四節 機関

第一款 投資主総会(第八十九条―第九十条)

第二款 投資主総会以外の機関の設置(第九十一条)

第三款 役員及び会計監査人の選任及び解任(第九十二条―第九十八条)

第四款 執行役員(第九十九条、第一百条)

第五款 監督役員(第一百一条)

第六款 役員会(第一百二条―第一百五十五条)

第七款 会計監査人(第一百五十五条の二―第一百五十五条の五)

第八款 役員等の損害賠償責任(第一百五十五条)

第九款 条の六―第一百十六條 補償契約及び役員等のために締結される保険契約(第一百十六條の二・第一百十六條の三)

第五節 事務の委託(第一百七一条―第二百三十三條)

第六節 投資口の払戻し(第二百二十四條―第二百二十七條)

第七節 計算等

第一款 会計の原則(第二百二十八條)

第二款 会計帳簿等

第一目 会計帳簿(第二百二十八條の二―第二百二十八條の四)

第二目 計算書類等(第二百二十九條―第二百三十四條)

第三款 出資剰余金等(第三百三十五條・第三百三十六條)

第四款 金銭の分配等(第三百三十七條―第三百三十九條)

第八節 投資法人債(第三百三十九條の二―第三百三十九條の十三)

第九節 規約の変更(第四百零一條―第四百零二條)

第十節 解散(第四百四三條―第四百四四條)

第十一節 合併

第一款 通則(第四百四十五條・第四百四十六條)

第二款 吸収合併(第四百四十七條・第四百四十七條の二)

第三款 新設合併(第四百四十八條・第四百四十八條の二)

第四款 吸収合併の手續

第一目 吸収合併消滅法人の手續(第四百四十九條―第四百四十九條の五)

三 投資信託等 投資信託及び投資法人に関する法律

第二目 吸収合併存続法人の手続（第百四十九条の六―第百四十九条の十）

第五款 新設合併の手続

第一目 新設合併消滅法人の手続（第百四十九条の十一―第百四十九条の十四）

第二目 新設合併設立法人の手続（第百四十九条の十五・第百四十九条の十六）

第十二節 清算

第一款 通則（第百五十条の二―第百六十一条）

第二款 特別清算（第百六十四条）

第十三節 登記（第百六十五条―第百八十二条）

第十四節 雑則（第百八十三条―第百八十六条の二）

第二章 投資法人の業務

第一節 登録（第百八十七条―第百九十二条）

第二款 業務の範囲（第百九十三条―第百九十七条）

第三款 業務の委託（第百九十八条―第二百一十条）

第三節 監督（第二百一十一条―第二百二十九条）

第三章 外国投資法人（第二百三十条―第二百三十三条）

第四編 雑則（第二百二十三条の二―第二百二十七条）

第五編 罰則（第二百二十八条―第二百五十二条）

第六編 取引に関する手続等の特例（第二百五十三―第二百五十五条）

附則

第一編 総則

(目的)

第一条 この法律は、投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度を確立し、これらを用いた資金の運用が適正に行われることを確保するとともに、この制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、投資者による有価証券等に対する投資を容易にし、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「委託者指図型投資信託」とは、信託財産を委託者の指図（政令で定める者に指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該政令で定める者の指図を含む。）に基づいて主として有価証券、不動産その他の資産で投資を容易にすることが必要であるものとして政令で定めるもの（以下「特定資産」という。）に対する投資として運用することを目的とする信託であつて、この法律に基づき設定され、かつ、その受益権を分割して複数の者に取得させることを目的とするものをいう。

2 この法律において「委託者非指図型投資信託」とは、一個の信託約款に基づいて、受託者が複数の委託者との間に締結する信託契約により受け入れた金銭を、合同して、委託者の指図に基づかず主として特定資産に対する投資として運用（政令で定める者に運用に係る権限の一部を委託する場合における当該政令で定める者による運用を含む。）することを目的とする信託であつて、この法律に基づき設定されるものをいう。

3 この法律において「投資信託」とは、委託者指図型投資信託及び委託者非指図型投資信託をいう。

4 この法律において「証券投資信託」とは、委託者指図型投資信託のうち主として有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。第七条及び第四十八条において同じ。）に対する投資として運用すること（同法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引のうち政令で定めるものを行うことを含む。第七条及び第四十八条において同じ。）を目的とするものであつて、政令で定めるものをいう。

5 この法律において「有価証券」とは、金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。

6 この法律において「デリバティブ取引」とは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。

7 この法律において「受益証券」とは、投資信託に係る信託契約に基づく受益権を表示する証券であつて、委託者指図型投資信託にあつては委託者が、委託者非指図型投資信託にあつては受託者が、この法律の規定により発行するもの又はこれに類する外国投資信託に係る証券をいう。

8 この法律において「公募」とは、新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘（これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。以下同じ。）のうち、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するもの（適格機関投資家私募等を除く。）をいう。

9 この法律において「適格機関投資家私募等」とは、新たに発行される受益証券の取得の申込みの

勧誘のうち、次に掲げる場合に該当するものを用い。

一 適格機関投資家（金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。）のみを相手方として行う場合で政令で定める場合

二 特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をい、同法第三十四条第三項（同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）又は同法第三十四条の三第六項（同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者のうち内閣府令で定める者を含み、同法第三十四条の二第五項又は第八項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者のうち内閣府令で定める者を除く。）のみを相手方として行う場合で政令で定める場合

10 この法律において「一般投資家私募」とは、新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘のうち、公募又は適格機関投資家私募等のいずれにも該当しないものをいう。

11 この法律において「投資信託委託会社」とは、委託者指図型投資信託の委託者である金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者に限り、信託会社を除く。）をいう。第二百八条第二項第二号を除き、以下同じ。）をいう。

12 この法律において「投資法人」とは、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として、この法律に基づき設立された団体をいう。

13 この法律において「登録投資法人」とは、第八十七条の登録を受けた投資法人をいう。

14 この法律において「投資口」とは、均等の割合の単位に細分化された投資法人の社員の地位をいう。

15 この法律において「投資証券」とは、投資口を表示する証券をいう。

16 この法律において「投資主」とは、投資法人の社員をいう。

17 この法律において「新投資口予約権」とは、投資法人に対して行使することにより当該投資法人の発行する投資口の交付を受けることができる権利をいう。

18 この法律において「新投資口予約権証券」とは、新投資口予約権を表示する証券をいう。

19 この法律において「投資法人債」とは、この法律の規定により投資法人が行う割当てにより発生する当該投資法人を債務者とする金銭債権であつて、第三百三十九条の三第一項各号に掲げる事項についての定めに従い償還されるものをいう。

20 この法律において「投資法人債券」とは、投資法人債を表示する証券をいう。

21 この法律において「資産運用会社」とは、登録投資法人の委託を受けてその資産の運用に係る業務を行う金融商品取引業者をいう。

22 この法律において「資産保管会社」とは、登録投資法人の委託を受けてその資産の保管に係る業務を行う法人をいう。

23 この法律において「一般事務受託者」とは、投資法人の委託を受けてその資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務を行う者及び保管をいう。

24 この法律において「外国投資信託」とは、外国において外国の法令に基づいて設定された信託で、投資信託に類するものをいう。

25 この法律において「外国投資法人」とは、外国の法令に準拠して設立された法人たる集団又は権

利能力のない集団で、投資証券、新投資口予約権証券又は投資法人債券に類する証券を発行するものをいう。

*（施令）二一八
*（施規）四の三

第二編 投資信託制度

第一章 委託者指図型投資信託

（委託者指図型投資信託の委託者及び受託者）

第三条 委託者指図型投資信託契約（以下この章において「投資信託契約」という。）は、一の金融商品取引業者（次の各号に掲げる投資信託契約において、当該各号に定める金融商品取引業者を委託者とし、一の信託会社等（信託会社又は信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）をいう。次章を除き、以下同じ。）の三第四項及び第二百四十九条を除き、以下同じ。）を受託者とするの）でなければこれを締結してはならない。

一 投資の対象とする資産に不動産（建物又は宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第一号に規定する宅地をいう。次号、第六十六條第三項第一号イ及びロ、第九十九條第一号及び第二号並びに第二百二十四條の二において同じ。）が含まれる投資信託契約 同法第三条第一項の免許を受けている金融商品取引業者

二 委託者指図型投資信託の信託財産（以下この章において「投資信託財産」という。）を主として不動産に対する投資として運用することを目的とする投資信託契約 宅地建物取引業法第五十条の二第一項の認可を受けている金融商品取引業者

三 投資信託等 投資信託及び投資法人に関する法律

三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める投資信託契約 政令で定める金融商品取引業者

* (施令) 九

(投資信託契約の締結)

第四条 金融商品取引業者は、投資信託契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該投資信託契約に係る委託者指図型投資信託約款（以下この章において「投資信託約款」という。）の内容を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

2 投資信託約款においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 委託者及び受託者の商号又は名称（当該委託者が適格投資家向け投資運用業（金融商品取引法第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業をいう。以下同じ。）を行うことにつき同法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）

二 受益者に関する事項

三 委託者及び受託者としての業務に関する事項

四 信託の元本の額に関する事項

五 受益証券に関する事項

六 信託の元本及び収益の管理及び運用に関する事項（投資の対象とする資産の種類を含む。）

七 投資信託財産の評価の方法、基準及び基準日に関する事項

八 信託の元本の償還及び収益の分配に関する事項

九 信託契約期間、その延長及び信託契約期間中の解約に関する事項

十 信託の計算期間に関する事項

十一 受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期に関する事項

十二 公募、適格機関投資家私募（新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘のうち、第

二条第九項第一号に掲げる場合に該当するものをい。以下同じ。）、特定投資家私募（新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘のうち、同項第二号に掲げる場合に該当するものをい。以下同じ。）又は一般投資家私募の別

十三 受託者が信託に必要な資金の借入れをする場合においては、その借入金の限度額に関する事項

十四 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合においては、当該委託者がその運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称（当該委託者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）及び所在の場所

十五 前号の場合における委託に係る費用

十六 投資信託約款の変更に関する事項

十七 委託者における公告の方法

十八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 前項第十号の計算期間は、内閣府令で定める場合を除き、一年を超えることができない。

4 第二項各号に掲げる事項の細目は、内閣府令で定める。

* (施規) 六〇

* (投資信託財産の計算に関する規則) 九

第五条 金融商品取引業者は、その締結した投資信託契約に係る受益証券を取得しようとする者に対して、当該投資信託契約に係る投資信託約款の内容その他内閣府令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、金融商品取引法第二十条に規定する目論見書に当該書面に記載すべき事項が記載されている場合その他受益者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府

令で定める場合は、この限りでない。

2 金融商品取引業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該受益証券を取得しようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該金融商品取引業者は、当該書面を交付したものとみなす。

* (施令) 一〇

* (施規) 九〇

第六条 委託者指図型投資信託の受益権は、均等に分割し、その分割された受益権は、受益証券をもつて表示しなければならない。

2 委託者指図型投資信託の分割された受益権の譲渡及び行使は、記名式の受益証券をもつて表示されるものを除くほか、受益証券をもつて示されなければならない。

3 委託者指図型投資信託の受益者は、信託の元本の償還及び収益の分配に関して、受益権の口数に応じ均等の権利を有するものとする。

4 受益証券は、無記名式とする。ただし、受益者の請求により記名式とすることができる。

5 記名式の受益証券は、受益者の請求により無記名式とすることができる。

6 委託者指図型投資信託の受益証券には、次に掲げる事項及び当該受益証券の番号を記載し、委託者の代表者がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一 委託者及び受託者の商号又は名称（当該委託者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）

二 受益権の口数

第五編 金融商品取引所

(1) 東京証券取引所

〔定 款〕

定 款

最終改正 平三・三・一
(制(平三・一・一) 定)

第一章 総則

(商号)
第一条 当社は、株式会社東京証券取引所と称し、英文では、「Tokyo Stock Exchange, Inc.」と表示する。

(目的)

第二条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
一 有価証券の売買を行うための市場施設の提供、相場の公表及び有価証券の売買の公正の確保その他の取引所金融商品市場の開設に係る業務

二 金融商品の取引（取引所金融商品市場における取引を除く。）の当事者を識別するための番

号を指定する業務

三 当社の属する企業集団に属する他の会社のための市場の開設に関連するシステムの設計、運用若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売若しくは保守を行う業務

四 前三号に附帯する業務

2 当社は、公益及び投資者保護に資するため、有価証券の売買を公正かつ円滑ならしめることを旨として業務を営むものとする。

(本店の所在地)

第三条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告方法)

第四条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第二章 株式

(発行可能株式総数)

第五条 当社の発行可能株式総数は、九二〇万株とする。

(株券の不発行)

第六条 当社は、株式につき株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第七条 当社の株式の譲渡又は取得については、株主又は取得者は、取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第八条 株式の取得により名義書換を請求するに、株主及び株式の取得者が、共同して請求するものとし、所定の請求書を提出しなければならない。ただし、法令で定める手続による場合は、この限りでない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第九条 当社の株式につき、質権の登録又は信託財

産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株主の住所等の届出)

第一〇条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。

2 前項の届出事項に変更があったときは、その事項につき同様とする。

第三章 株主総会

(株主総会の招集)

第一一条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後三か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(基準日)

第一二条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年三月三十一日とする。

(株主総会の招集権者及び議長)

第一三条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によつて、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第一四条 当社は、株主総会の招集の通知に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用して開示することにより、株主に對して提供したものとみなすことができる。

（株主総会の決議の方法）

第一五条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第三〇九条第二項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、その議決権の三分の二以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第一六条 株主は、当社の議決権を有する他の出席株主一名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の規定により議決権を行使する場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第四章 取締役及び取締役会

（取締役会の設置）

第一七条 当社は、取締役会を置く。

（取締役の員数）

第一八条 当社の取締役は、二名以内とする。

（取締役の選任）

第一九条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第二〇条 取締役の任期は、選任後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員により、又は補充として選任された取締役の任期は、在任の取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役等）

第二一条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長については各一名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役については各若干名を定めることができる。

3 当社の常務に従事する取締役は、その在任中、金融商品取引業と直接関係のある業務に従事することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第二二条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会において指名する取締役がこれを招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第二三条 取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して会日の三日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第二四条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第二五条 議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。た

だし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会規則）

第二六条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（取締役の責任免除等）

第二七条 当社は、会社法第四二六条第一項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第四二七条第一項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第五章 監査役及び監査役会

（監査役及び監査役会の設置）

第二八条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

（監査役の員数）

第二九条 当社の監査役は、四名以内とする。

（監査役の選任）

第三〇条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第三一条 監査役の任期は、選任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第三二条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

2 常勤の監査役は、その在任中、金融商品取引業と直接関係のある業務に従事することができない。

(監査役会の招集権者)

第三三条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。

(監査役会の招集通知)

第三四条 監査役会を招集するには、各監査役に対して会日の三日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第三五条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第三六条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除等)

第三七条 当社は、会社法第四二六条第一項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第四二七条第一項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第六章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第三八条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第三九条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第四〇条 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第七章 諮問委員会

(諮問委員会)

第四一条 当社に諮問委員会を設ける。

2 諮問委員会は、当社の開設する取引所金融商品市場(以下「当社の市場」という。)の運営に関する重要事項について、取締役会の諮問に応じ又は取締役会に意見を述べることができる。

3 諮問委員会の構成、議事手続その他諮問委員会の運営に関し必要な事項は、取締役会において定める諮問委員会規則による。

第八章 取引所金融商品市場

(取引所金融商品市場)

第四二条 当社の市場においては、有価証券の売買を行う。

第四三条 削除

(業務規程及び受託契約準則等)

第四四条 当社の市場における有価証券の売買に關して必要な事項は、業務規程をもって定める。

2 取引参加者の当社の市場における有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎを除く。)の受託に関する契約は、受託契約準則をもって定める。

3 当社は、前二項のほか、当社の市場の運営上の必要に応じて、規則を定めることができる。

第九章 取引参加者の調査及び処分

(取引参加者による法令諸規則等の遵守)

第四五条 取引参加者は、金融商品取引法及びその関係法令(以下この章において「法令」という。)、法令に基づいてする行政官庁の処分(当社の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則(以下この章において「当社の規則」という。))並びに取引の信義則を遵守しなければならない。

(取引参加者の調査)

第四六条 当社は、取引参加者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当社の規則又は取引の信義則の遵守状況の調査を行う場合その他の業務規程で定める場合には、その定めるところにより、必要な調査を行うことができる。

(取引参加者の処分)

第四七条 当社は、取引参加者が法令、法令に基づいてする行政官庁の処分又は当社の規則に違反した場合、取引の信義則に背反する行為をした場合その他の業務規程で定める処分事由に該当した場合、その定めるところにより、過怠金の賦課、当社の市場における有価証券の売買若しくはその有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限、取引資格の取消しその他の処分を行うことができる。

第一〇章 計算

（事業年度）

第四八条 当社の事業年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの一年とする。

（期末配当金）

第四九条 当社は、株主総会の決議によつて、毎年三月三十一日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当金）

第五〇条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年九月三〇日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第四五四条第五項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を支払うことができる。

（配当金の除斥期間）

第五一条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満三年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
2 期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。

付 則

（施行日）

第一条 本定款は、平成一三年一月一日に施行する。

（最初の取締役及び監査役の任期）

第二条 当取引所の最初の取締役及び監査役の任期は、第一六条及び第二四条の規定にかかわらず、就任後一年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

（組織変更の際して発行する株式）

第三条 当取引所の組織変更の際して発行する株式の総数は、二、三〇〇、〇〇〇株とする。

付 則（平一五・七・一）

第一条 この改正規定は、平成一五年七月一日から施行する。

第二条 平成一五年三月期に関する定時株主総会の終結前に在任する監査役の任期については、第二四条第一項中「就任後四年以内」とあるのは「就任後三年以内」と読み替えるものとする。

付 則（平一九・九・三〇）

第一条 この改正規定は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成一八年法律第六五号）附則第一条本文に規定する同法施行の日（平成一九年九月三〇日）から施行する。ただし、第一〇条を削る改正規定、第一一条から第五二条までを一条ずつ繰り上げる改正規定並びに第七条、第九条、第一五条及び第二一条の改正規定は、平成一九年八月一日から施行する。

第二条 改正後の第二〇条第一項の規定にかかわらず、平成一八年六月二二日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期については、なお従前の例による。

付 則（平三一・三・一）

この改正規定は、平成三一年三月一日から施行する。